

平成22年1月14日

日本・インドネシア経済連携協定に基づく インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者の 受入条件の改善に関する提言書

ガルーダ・サポーターズ共同代表 宮崎和加子
益 加代子
スジャルオ
富永さとる
中村 大蔵
本多 敏子

私たち『ガルーダ・サポーターズ』は、日本・インドネシア経済連携協定（以下、EPAとします。）に基づいて、現在既に来日している第1陣、第2陣、並びにEPAに基づいて次年度以降に来日するインドネシア人看護師及び介護福祉士候補者の日本での生活と実務研修を、さまざまな立場から支援していこうと集まったボランティア組織です。

私たちは、インドネシア人候補者が、安心して日本での実務研修と日本語学習に打ち込むことができ、日常の生活に溶け込んで「日本に来てよかった！」「日本で受け入れてよかった！」と心から思えるようサポートして行きたいと考えています。

慣れない異国での生活場面で直面する様々な不安や疑問に関する相談に細やかに応え、今回の受入枠組みや日本の習慣に関する彼らの疑問や不安を解消して、安心と信頼の醸成を目指します。

また私たちは、今回、候補者の受入を表明した日本全国の病院や介護施設の方々と連携し、一人でも多くの候補者が実務研修終了後も受入施設での勤務を継続することができるよう支援したいと考えています。

このため、会員がそれぞれの専門知識を発揮して、日本語学習の支援はもとより、看護師及び介護福祉士国家試験に向けた講習会の開催、パソコンによるコミュニケーション手段に関する援助などの活動を通じて、彼らが日本の国家試験に合格し、就労継続に必要な国家資格を取得するための援助を行います。

私たちは、今回のインドネシア人看護師、介護福祉士候補者の来日が、日本・インドネシア両国にとって将来の友好協力関係の一層の発展につながる契機となることを切に願っています。

これまでの支援活動から見えてきた受入システムを巡る課題や、候補者本人と受入施設に対して実施したアンケートの結果なども踏まえ、受入システムのさらなる改善を図るために次のように提言し、日本政府をはじめとする関係者の皆さまに、その実現に向けた検討をお願いする次第です。

記

1 基本的な考え方

<看護師候補者の受入れについて>

看護師としての実務に必要な日本語能力及び専門知識、技術を修得し、日本の国家試験に合格後、看護師として医療機関及び介護施設等において継続的に就労可能な仕組みとすること。

<介護福祉士候補者の受入れについて>

介護福祉士としての実務に必要な日本語能力及び専門知識、技術を修得し、日本の国家試験に合格後、介護福祉士として介護施設及び医療機関等において継続的に就労可能な仕組みとすること。

※ ただし、介護については独占業務ではないことから、一定の条件を満たしたもの（後述）に入管法上の在留資格を付与して就労を可能とする方法も検討の余地がある。

<既に来日している候補者への配慮について>

国家資格の取得と就労継続の前提となる日本語能力の習得に関し、事前の十分な検討と準備が整わないまま既に来日している看護師及び介護福祉士候補者（第1陣及び第2陣）については、それぞれの国家試験が求める知識と技術の水準を低下させない範囲において、日本語を母国語としない候補者の言語上のハンディキャップを考慮した特別な措置を講ずること。

2 受入システムのあり方について ～ 今後目指すべき方向 ～

（1）インドネシアの高等学校を卒業した者の場合

- ① インドネシアの高等学校（SMA）を卒業後、現地での1年間にわたる日本語基礎教育等の準備期間を経て来日し、
- ② 日本において半年間の日本語継続教育を受けながら、日本の生活習慣に慣れる。
（通算1年半の日本語教育期間中に日本語能力試験2級相当の日本語能力の修得を目指す。）
- ③ 日本の看護系大学・短大又は看護師養成校（専修学校）、若しくは日本の福祉系大学・短大又は介護福祉士養成校（専修学校）を受験し、合格者を国費で支援する留学生として受け入れる。
- ④ 看護師候補者にあつては、大学・短大または専修学校等卒業（国家試験受験資格取得）後、看護師国家試験を受験する。看護師国家試験が不合格の場合でも、当該候補者の実務研修を受け入れる病院があるときは、当該病院との実務研修受入契約締結の手続きを経た後、卒業から3年が経過するまでの間、1年ごとに在留期間の延長を認め、看護補助者としての勤務及び実務研修、並びに看護師国家試験受験の機会を付与することとし、延長期間内に国家資格を取得できなかった場合は帰国する。
- ⑤ 介護福祉士候補者にあつては、大学・短大または専修学校等卒業（国家試験受験資格取得）後、介護福祉士国家試験を受験する。介護福祉士国家試験が不合格の場合で

も、当該候補者の実務研修を受け入れる介護施設があるときは、当該施設との実務研修受入契約締結の手続きを経た後、卒業から3年が経過するまでの間、1年ごとに在留期間の延長を認め、施設職員としての勤務及び実務研修、並びに介護福祉士国家試験受験の機会を付与することとし、延長期間内に国家資格を取得できなかった場合は帰国する。

- ⑥ 国家試験合格後は、医療機関または介護施設等において、看護師または介護福祉士として就労する。

※ (1)の改善提案においては、インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者を日本政府が掲げる「留学生30万人計画」に基づく留学生として受け入れ、国費による支援と在留資格「留学」の付与を含む恒久的な受入システムとして整備することを提案する。

※ また、この受入システムによる場合、看護師資格取得者については、在留資格「医療」を付与し、恒久的な就労を認めること、また、介護福祉士資格取得者については、福祉系の新たな在留資格として「社会福祉」を創設、付与することとし、看護師と同様に恒久的な就労を認めることを提案する。

※ 介護については、介護福祉士の独占業務ではないこと、介護福祉士の資格取得を要件としている理由は入管制度上の要請と考えられることから、上記の大学・短大または専修学校等卒業の後、一定期間の現場実地研修を経た者を、入管法上の「(仮称)外国人介護士」として、これに「社会福祉」の在留資格を付与し、就労を可能とする方法も検討の余地がある。

(2) -ア インドネシアの看護師資格を有する看護師候補者の場合

- ① インドネシアの大学、看護学校等において看護学を修め、インドネシアの看護師資格を有する者を対象とする。
- ② 応募者は、現地での6か月間にわたる日本語基礎教育を修了後、日本語能力試験3級を受験し、当該試験に合格した者が来日する。
- ③ 日本において、1年間の日本語継続教育及び看護教育を受けながら、日本の生活習慣に慣れる。(通算1年半に及ぶ日本語教育期間中に日本語能力試験2級相当の日本語能力の修得を目指す。)
- ④ ③の教育期間の終了者は修了(学習到達度確認)試験を受験し、合格者は同試験合格を停止条件とする実務研修受入契約を締結した病院において、看護補助者として勤務しながら2年間にわたる実務研修及び日本語学習を継続し、当該期間内に実施される看護師国家試験を受験する。
- ⑤ 実務研修最終年度までに看護師国家試験が不合格の場合であっても、受入病院及び看護師候補者がともに研修期間の延長を希望する場合に限り、来日から通算6年を経過するまでの間、1年ごとに在留期間の延長を認め、看護補助者としての勤務及び実務研修、並びに看護師国家試験受験の機会を付与することとし、延長期間内に国家資格を取得できなかった場合は帰国する。
- ⑥ 国家試験合格後は、医療機関等において看護師として就労する。

(2) -イ インドネシア政府が認定する介護福祉士候補者の場合

- ① インドネシアの大学又は高等教育機関の修了証書Ⅲ以上を取得し、6ヶ月程度の介

護研修を修了した介護士としてインドネシア政府から認定された者を対象とする。

- ② 応募者は、現地での6か月間にわたる日本語基礎教育を修了後、日本語能力試験3級を受験し、当該試験に合格した者が来日する。
- ③ 日本において、1年間の日本語継続教育及び介護教育を受けながら、日本の生活習慣に慣れる。(通算1年半の日本語教育期間中に日本語能力試験2級相当の日本語能力及びホームヘルパー研修2級課程修了相当以上の介護知識の習得を目指す。)
- ④ ③の教育期間の終了者は修了(学習到達度確認)試験を受験し、合格者は同試験合格を停止条件とする実務研修受入契約を締結した介護施設において、介護職員として勤務しながら3年間にわたる実務研修及び日本語学習を継続し、介護福祉士国家試験受験資格取得後、介護福祉士国家試験を受験する。
- ⑤ 介護福祉士国家試験受験資格取得後に受験する初回の介護福祉士国家試験に不合格の場合であっても、受入施設及び介護福祉士候補者がともに研修期間の延長を希望する場合に限り、来日から通算6年が経過するまでの間、1年ごとに在留期間の延長を認め、介護職員としての勤務及び実務研修、並びに介護福祉士国家試験受験の機会を付与することとし、延長期間内に国家資格を取得できなかった場合は帰国する。
- ⑥ 国家試験合格後は、介護施設等において介護福祉士として就労する。

※ (2)ーイの改善提案において、受入施設で実務研修に従事する介護福祉士候補者は、ホームヘルパー研修2級課程修了相当以上の知識を習得していることが修了試験によりあらかじめ確認されていることから、当該受入施設の人員基準上必要とされる介護職員の員数に含めて算定することを認めるよう要望する。

※ 今後の外国人看護師及び介護福祉士候補者の受入については、(1)のシステムによることを基本とすべきであり、(2)ーア及びイのシステムについては、今後数年間の試行の後、看護師及び介護福祉士としての就労実績及び(1)の受入システムの稼働・定着状況などを総合的に勘案し、そのあり方について受入制度としての存廃を含めた根本的な見直しを行うことを提案する。

※ (1)、(2)のいずれの場合においても、現地で実施する6か月間の日本語基礎教育並びに来日後に実施する1年間の日本語継続教育及び看護・介護教育は、日本政府の費用負担により無償にて実施するよう要望する。(候補者本人及び受入病院・施設のいずれに対しても費用の負担を求めないという趣旨)

(以上、P6～P8 フロー図参照)

3 既に来日している候補者に関する配慮事項について

○ EPAに基づく今回の受入枠組みにおいて、日本の看護師国家試験または介護福祉士国家試験に合格した者に限り、それぞれの国家資格を有する専門職としての在留資格を付与し、日本人と同等の条件の下での就労を認めるとする考え方は合理的であり理解できる。

○ しかし、多くの関係者が指摘しているように、今回の受入枠組みでは、国家試験合

格に必要な日本語能力習得のための十分な学習機会が確保されていないため、既に来日している候補者が、あらかじめ定められた期間内に国家試験に合格できる可能性は極めて限定的であると考えられる。

- こうした事情を考慮し、既に来日している看護師及び介護福祉士候補者については、実務研修期間の最終年度までに実施される国家試験に不合格の場合であっても、当該研修期間内の学習成果が客観的指標^(*)により確認され、かつ受入病院、施設及び看護師、介護福祉士候補者がともに研修期間の延長を希望する場合に限り、1年ごとに在留期間の延長を認め、看護補助者または施設職員としての勤務及び実務研修、並びに看護師または介護福祉士国家試験受験の機会を付与することとし、それぞれの候補者に認められる実務研修期間の上限を通算6年間に延長して、看護師候補者にあつては6回、介護福祉士候補者にあつては3回まで、国家試験受験の機会を付与することを要望する。

この場合、受入施設における実務研修開始から3年以上経過した介護福祉士候補者が日本語能力試験2級に合格した時には、当該受入施設の人員基準上必要とされる介護職員の員数に含めて算定することを認めるよう要望する。

(*) : 在留期間延長の要件とされる客観的指標としては、例えば、日本語能力試験2級合格、看護師・介護福祉士国家試験の得点に一定の到達目標を設定することなどが考えられる。

- また、既に来日しているインドネシア人看護師及び介護福祉士候補者の日本語学習に関する支援策を充実させるため、日本政府の費用負担により、新たに次のような支援措置を講ずるよう要望する。
 - ・ 日本語学習ガイドライン及び学習教材の作成・提供
 - ・ 受入病院、施設において日本語学習の支援を担当する「研修支援者」等に対する日本語学習指導方法に関する援助
- さらに、日本語を母国語としない候補者本人の努力だけでは短期間に克服し難いと考えられる言語上のハンディキャップに配慮し、国家試験の実施にあたり、EPAに基づき既に来日している看護師及び介護福祉士候補者に限り、試験時間を延長するなどの特別措置を講ずることを要望する。

(以 上)

本提言書及び内容に関するお問い合わせ先

『ガルーダ・サポーターズ』

- ・ 共同代表 宮崎和加子 (090-9395-0509)
- ・ 共同代表 富永さとる (070-6646-5194)
- ・ 共同代表 本多 敏子 (090-6054-3831)
- ・ 監 事 館石 宗隆 (090-3395-5028)

看護及び介護国家資格取得・就労までの流れ【別紙フロー図(1)】

<インドネシア>



(介護福祉士については、平成24年度以降の流れ)

<新たな資格取得ルート創設の提案>

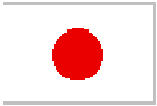
(看護師及び介護福祉士候補者)

高等学校(SMA)

(卒業)

日本語基礎教育(1年)

<日本>



日本語能力試験2級合格レベルを
通算18カ月間の学習到達目標とする

日本語継続教育(6カ月)

入学試験
(合格)

入学試験
(合格)

留学生30万人計画の
受入枠組みに位置づけ

看護系大学・短大
または (3~4年)
看護師養成校
(在留資格:「留学」)

福祉系大学・短大
または (2~4年)
介護福祉士養成校
(在留資格:「留学」)

(卒業)

(卒業)

〔卒業から3年間に限り
再受験を可とする〕

〔卒業から3年間に限り
再受験を可とする〕

看護師国家試験
(不合格) (合格)

介護福祉士国家試験
(不合格) (合格)

〔受入施設で
勤務しながら
実務研修
(在留資格:「特定活動」)〕

看護師登録

〔受入施設で
勤務しながら
実務研修
(在留資格:「特定活動」)〕

介護福祉士登録

看護師として

病院・介護施設等勤務

(在留資格:「医療」又は「特定活動」※)
※更新回数に制限は設けないこと

介護福祉士として

介護施設・病院等勤務

(在留資格:「社会福祉」又は「特定活動」※)
※更新回数に制限は設けないこと

看護師国家資格取得・就労までの流れ 【別紙フロー図(2)-ア】

<インドネシア>

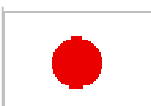


<従来のルート(第2陣)>
(看護師候補)

看護師資格取得
+2年の実務経験

日本語語学研修(4カ月)

<日本>



日本語語学研修(2カ月)
看護導入研修(1週間)

研修受入(雇用)契約締結

看護補助者として
受入病院に勤務しながら
実務研修に従事(~3年)

看護師国家試験
(不合格) (合格)

帰国

看護師登録

看護師として
病院・介護施設等勤務
(在留資格:「特定活動」)

<従来ルートの改善提案>
(看護師候補)

看護師資格取得
(実務経験は要件としない)

日本語基礎教育(6カ月)

日本語能力試験3級合格

日本語・看護教育(1年)
(ODA費用で日本政府が負担)

修了試験合格を停止条件とする
研修受入(雇用)契約締結

看護補助者として
受入病院に勤務しながら
実務研修に従事(~2年)

看護師国家試験
(合格) (不合格)

1年更新として
3回まで延長可

看護師登録

・受入病院及び候補者双方が
研修延長を希望している場合

看護師として
病院・介護施設等勤務
(在留資格:「特定活動」)
※更新回数に制限は設けないこと

介護福祉士国家資格取得・就労までの流れ【別紙フロー図(2)ーイ】

<インドネシア>

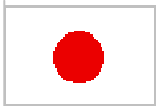


<従来のルート(第2陣)>
(介護福祉士候補)

高等教育機関卒業
(修了証書Ⅲ以上取得)
+ インドネシア政府による
6ヶ月の研修(介護士の認定)

日本語語学研修(4カ月)

<日本>



日本語語学研修(2カ月)
介護導入研修(1週間)

研修受入(雇用)契約締結

施設職員として
受入施設に勤務しながら
実務研修に従事(～4年)

介護福祉士国家試験
(不合格) (合格)

帰国
介護福祉士登録

介護福祉士として
介護施設・病院等勤務
(在留資格:「特定活動」)

<従来ルートの改善提案>
(介護福祉士候補)

高等教育機関卒業
(修了証書Ⅲ以上取得)
+ インドネシア政府による
6ヶ月の研修(介護士の認定)

日本語基礎教育(6カ月)

日本語能力試験3級合格

日本語・介護教育(1年)
(ODA費用で日本政府が負担)

修了試験合格を停止条件とする
研修受入(雇用)契約締結

施設職員として
受入施設に勤務しながら
実務研修に従事(～4年)

介護福祉士国家試験 1年更新として
(合格) (不合格) 2回まで延長可

介護福祉士登録
(受入病院及び候補者双方が
研修延長を希望している場合)

介護福祉士として
介護施設・病院等勤務
(在留資格:「特定活動」※)
※更新回数に制限は設けないこと